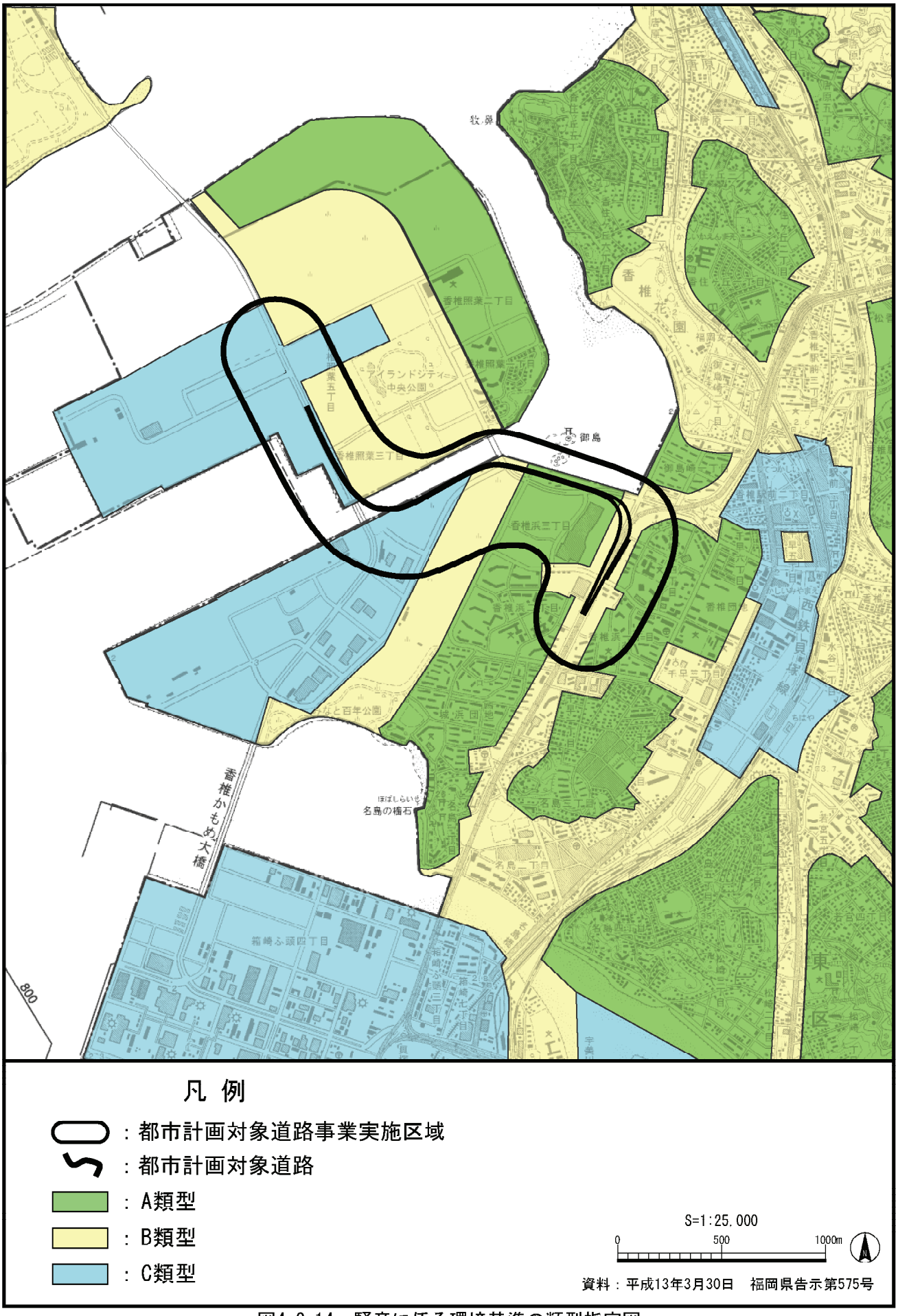

図4-2-14　騒音に係る環境基準の類型指定図

b．航空機騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく航空機騒音に係る環境基準は表 4-2-37 に、調査対象地域における類型指定状況は図 4-2-15 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域はⅠ類型及びⅡ類型である。

また、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成 19 年 12 月 17 日付環境省告示第 114 号で一部改正が告示されている。改正内容について表 4-2-38 に示す。

表 4-2-37　航空機騒音に係る環境基準

【基準値】

（昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号　最終改正　平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）

地域の類型	基　　準　　値（単位：WECPNL）
Ⅰ	70 以下
Ⅱ	75 以下

【地域の類型】

（平成 4 年 4 月 6 日　福岡県告示第 672 号　最終改正　平成 18 年 3 月 15 日福岡県告示第 523 号）

地域の類型	該　　当　　地　　域
Ⅰ	別表に揚げる地域のうち、都市計画法に規定する第 1 種住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用区域及び第 2 種中高層住居専用区域
Ⅱ	別表に掲げる地域のうち、類型Iを当てはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法に規定する森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び福岡空港敷地である地域は除く。

【別　表】

福岡空港関係の該当地域
福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町

表 4-2-38　航空機騒音に係る環境基準の改正内容

【基準値】

（昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号　最終改正　平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号）

地域の類型	基　　準　　値
Ⅰ	57 デシベル以下
Ⅱ	62 デシベル以下

注）Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

備考：1.環境基準の改正により、評価指標を従来の WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル（Ｌden）　へ変更する。

2.1 日平均着陸回数が 10 回以下の飛行場についても適用対象とする。

3.平成 25 年 4 月 1 日施行

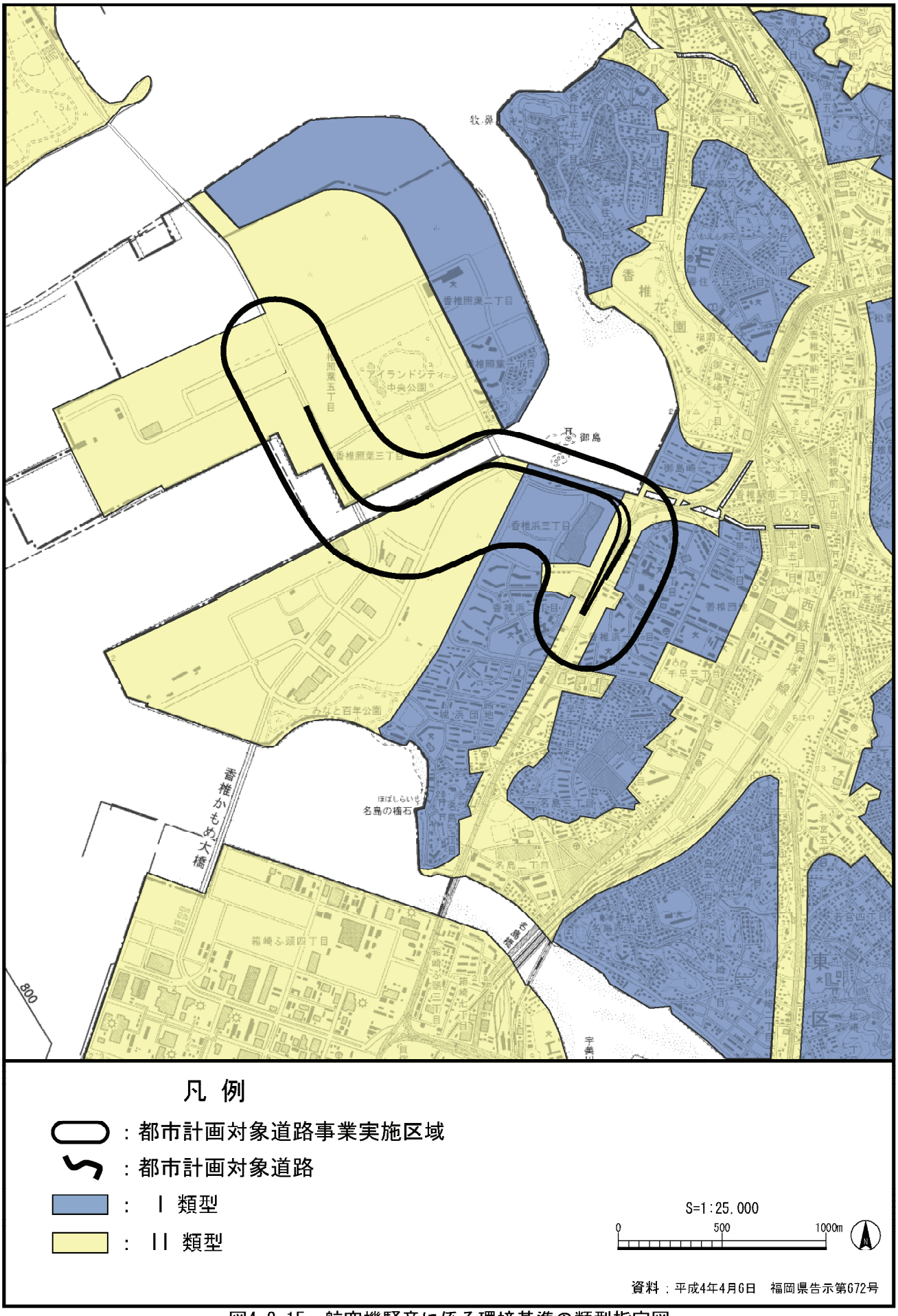

図4-2-15　航空機騒音に係る環境基準の類型指定図

(2) 規制基準の状況

1) 大気汚染に係る規制

a. 「大気汚染防止法」に規定する地域

調査対象地域には、「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号) 第五条の 2 第 1 項に規定する地域はない。

b. 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する地域

調査対象地域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号) 第六条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域および第八条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域はない。

2）騒音に係る規制

a．特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号） に基づく特定工場等の騒音の規制基準は表 4-2-39 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-16 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域である。

表 4-2-39　特定工場等の騒音の規制基準

【規制基準】

（平成 9 年 3 月 31 日　福岡市告示第 74 号）

時間／区域	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	朝・夕 （朝：午前 6 時～午前 8 時） （夕：午後 7 時～午後 11 時）	夜　間 （午後 11 時～翌日の午前 6 時）
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

【区域の区分】

（平成 9 年 3 月 31 日　福岡市告示第 74 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 167 号）

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域	主として、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外
第 3 種区域	主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	主として、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港

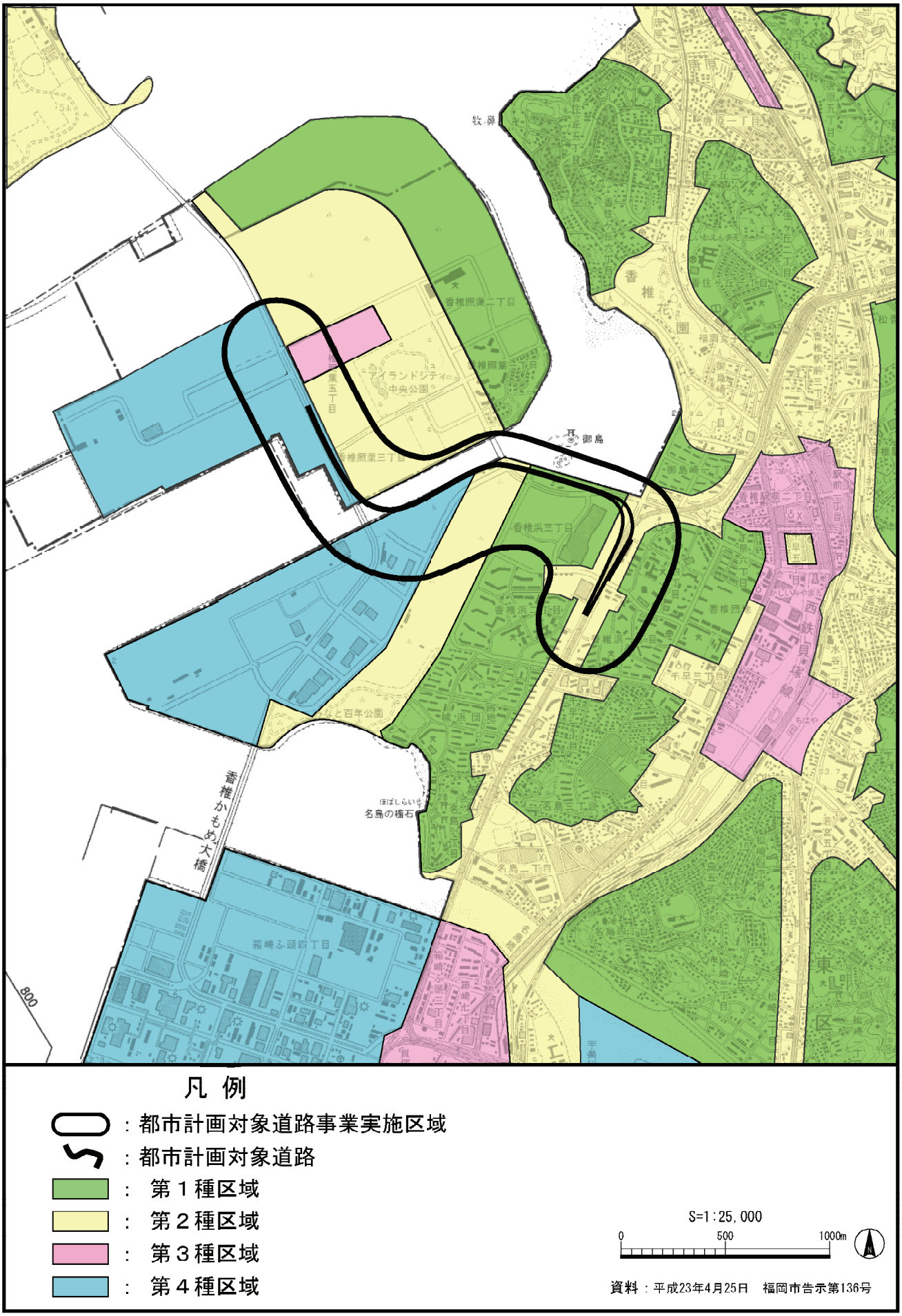

図4-2-16 騒音規制区域図（特定工場等に対する規制基準）

b. 特定建設作業の騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定建設作業の騒音の規制基準は表 4-2-40 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-17 に示すとおりである。なお、都市計画対象道路事業実施区域は第 1 号区域、第 2 号区域である。

表 4-2-40　特定建設作業の騒音の規制基準

【規制基準】

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号　最終改正　平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 53 号）

区域／項目	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベルを超えないこと	
作業時刻	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間帯でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間帯でないこと
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業の期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

備考

1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
   - くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
   - びょう打機を使用する作業
   - さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）
   - 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
   - コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m^3以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
   - バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW以上のものに限る。）を使用する作業
   - トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW以上のものに限る。）を使用する作業
   - ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW以上のものに限る。）を使用する作業
2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
3. 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。
4. 基準値には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

【区域の区分】

（昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 74 号　平成 22 年 1 月 25 日　福岡市告示第 20 号）

第 1 号区域	騒音の規制地域のうち第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域の全域、第 4 種区域のうち学校等の境界から 80m以内の区域
第 2 号区域	騒音の規制地域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。

備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-39 に示すとおりである。

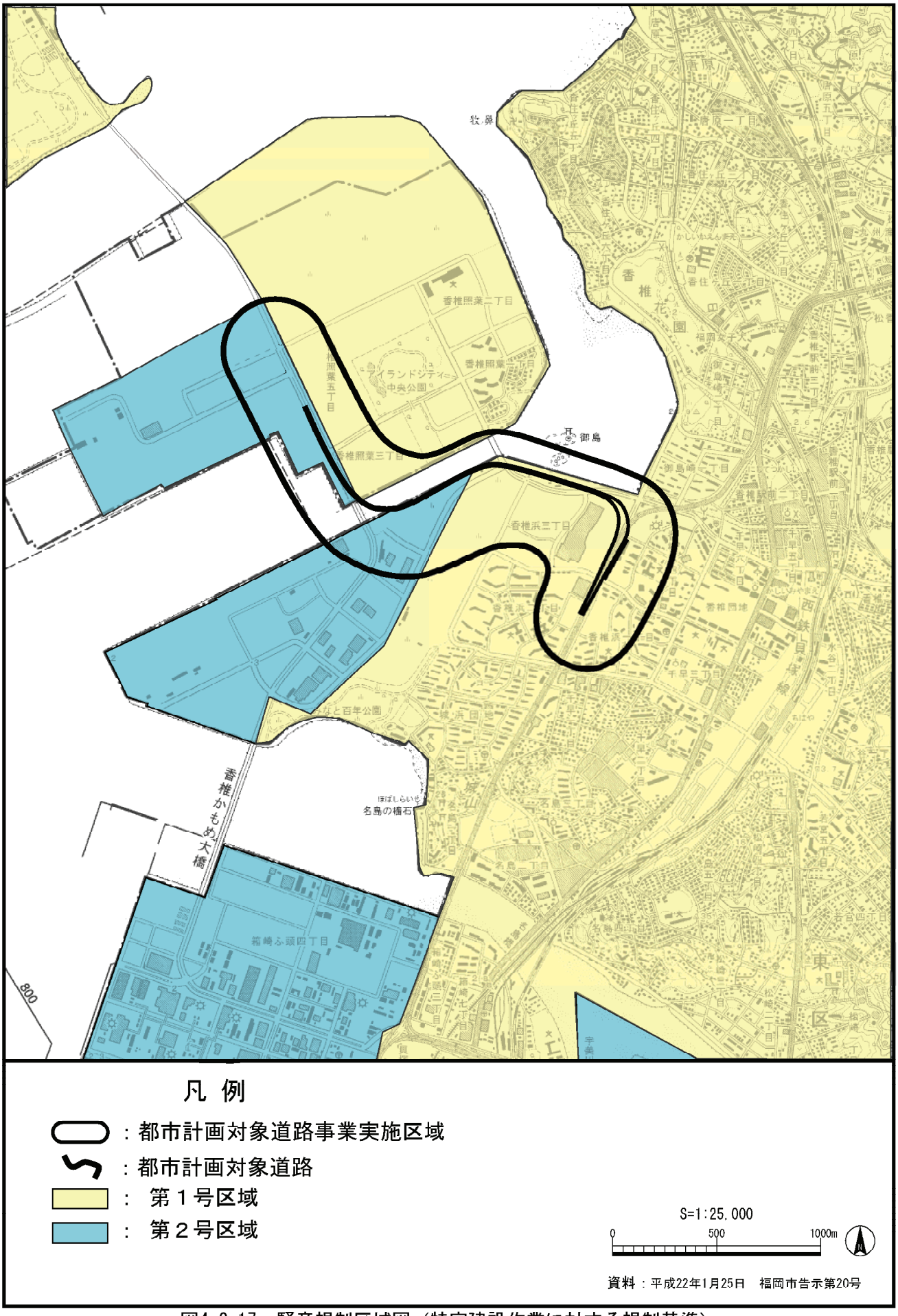

図4-2-17 騒音規制区域図（特定建設作業に対する規制基準）

c．自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく自動車騒音の要請限度は表 4-2-41 に、調査対象地域における区域の指定状況は図 4-2-18 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は a 区域、b 区域及び c 区域である。

表 4-2-41　自動車騒音に係る要請限度

（昭和 46 年 6 月 23 日総理府厚生省令第 3 号 最終改正 平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の欄に掲げるとおりとする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 デシベル	70 デシベル

備考：幹線交通を担う道路に近接する空間：2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

【区域の区分】

区域の区分は、特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、次の区分とする。

（平成 12 年 3 月 30 日　福岡市告示第 86 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 168 号）

a区域	第 1 種区域
b 区域	第 2 種区域
c 区域	第 3 種区域、第 4 種区域

備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-39 に示すとおりである。

d．在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針は表 4-2-42 に示すとおりである。

表 4-2-42　在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

（平成 7 年 12 月 20 日環大一第 174 号）

新　線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7～22 時)については 60dB(A)以下、夜間(22 時～翌日 7 時)については、55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層に低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

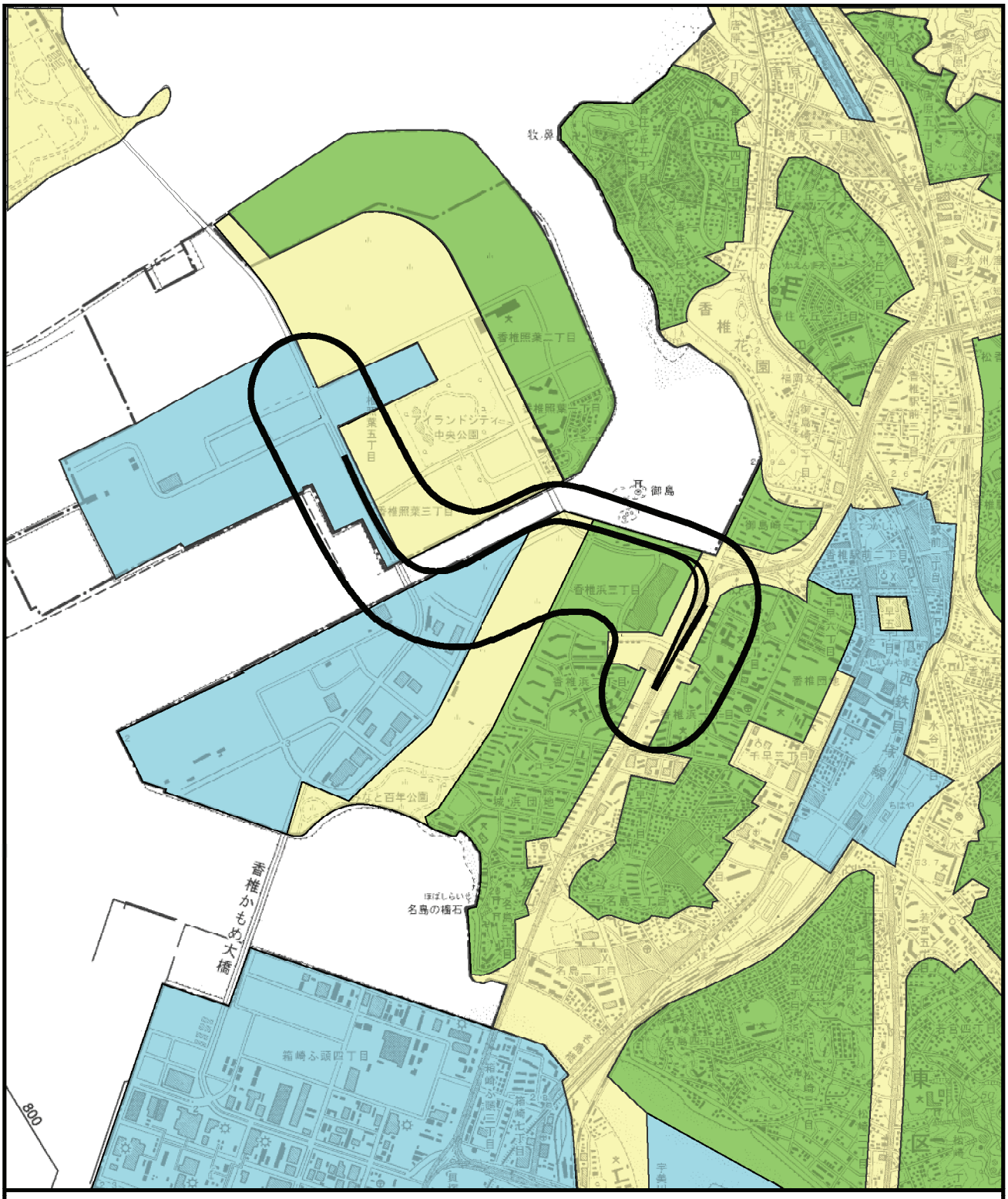

凡 例

：都市計画対象道路事業実施区域

：都市計画対象道路

：　a区域

：　b区域

：　c区域

S=1:25,000

0　500　1000m

資料：平成23年4月25日　福岡市告示第137号

図4-2-18　騒音規制区域図（自動車騒音の要請限度）

3）振動に係る規制

a．特定工場等の振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定工場等の振動の規制基準は表 4-2-43 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-19 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は第 1 種区域及び第 2 種区域である。

表 4-2-43　特定工場等の振動の規制基準

【規制基準】

（平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号）

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 7 時～翌日の午前 8 時）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

【区域の区分】

（平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 169 号）

第 1 種区域	主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外
第 2 種区域	主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

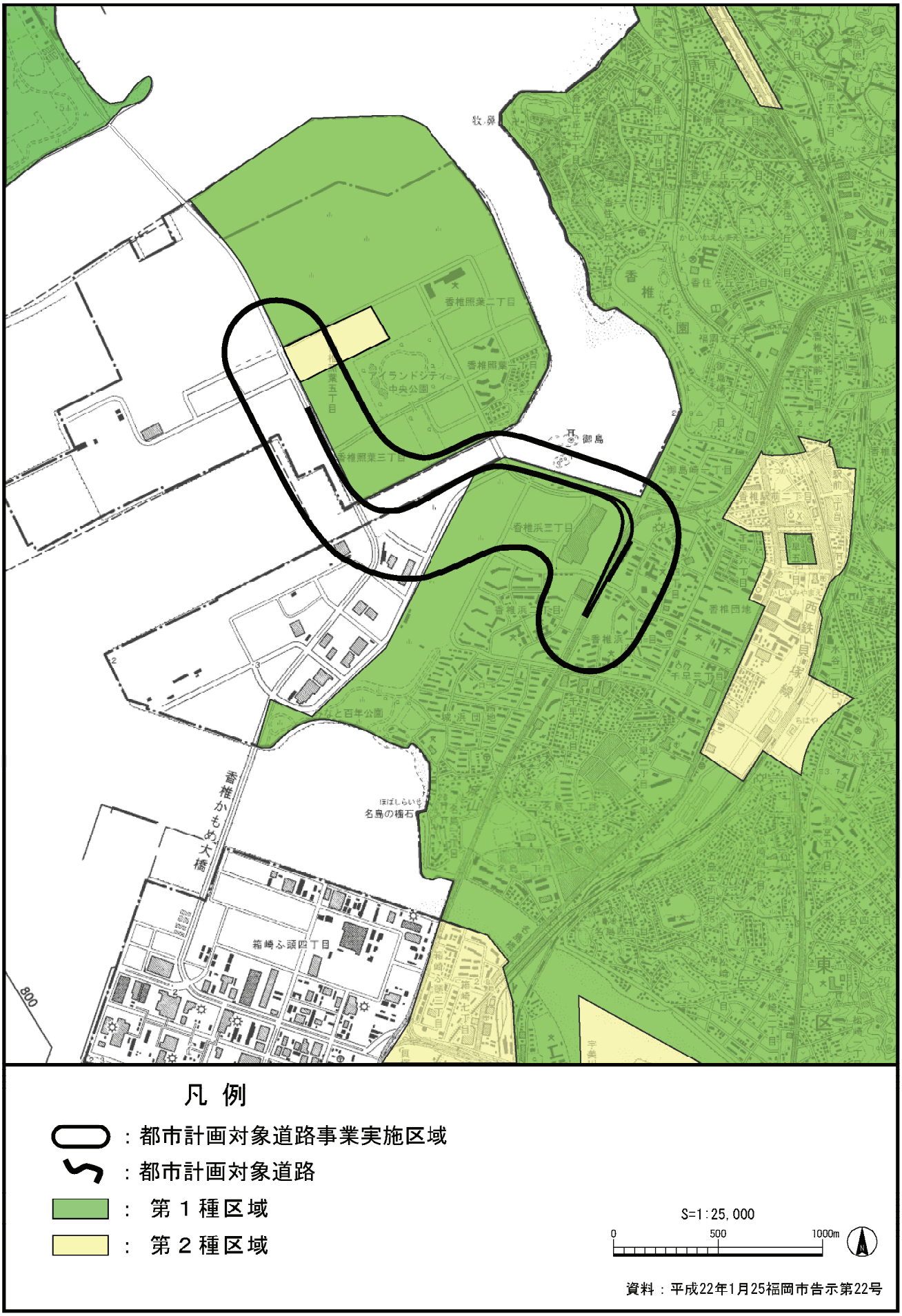

図4-2-19 振動規制区域図(特定工場等の振動の規制基準)

b. 特定建設作業の振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定建設作業の振動の規制基準は表 4-2-44 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-20 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は第 1 号区域および指定地域外である。

表 4-2-44　特定建設作業の振動の規制基準

（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号　最終改正　平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

区域の区分 ＼ 項目	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75 デシベルを超えないこと	
作業時刻	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間帯でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間帯でないこと
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業の期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

備考

1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
   - くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
   - 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
   - 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
   - ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
3. 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。
4. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

備考：特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第 1 号区域で、第 2 号区域は福岡市内にはない

（平成 22 年 1 月 25 日　福岡市告示第 23 号）

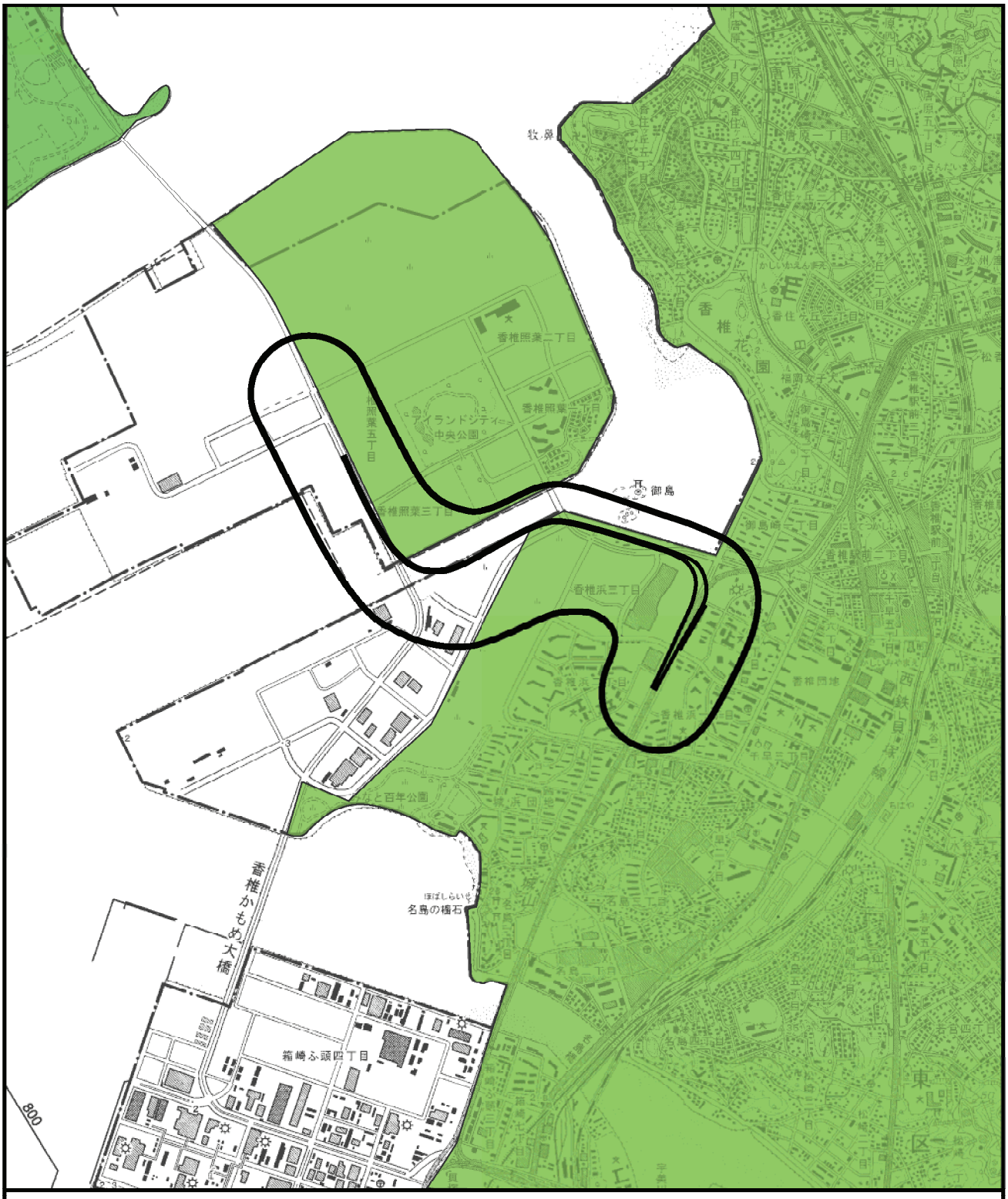

凡 例

：都市計画対象道路事業実施区域

：都市計画対象道路

：　第１号区域

S=1:25,000

0　500　1000m

資料：平成22年1月25福岡市告示第23号

図4-2-20 振動規制区域図(特定建設作業の振動の規制基準)

c．道路交通振動の要請限度

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく道路交通振動の要請限度は表 4-2-45 に示すとおりである。調査対象地域における区域の区分状況は図 4-2-21 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は第 1 種区域及び第 2 種区域である。

表 4-2-45　道路交通振動の要請限度

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　最終改正　平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：区域の区分及び時間の区分は、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである
（区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 170 号）
（時間の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号　最終改正　平成元年 12 月 21 日　福岡市告示第 261 号）

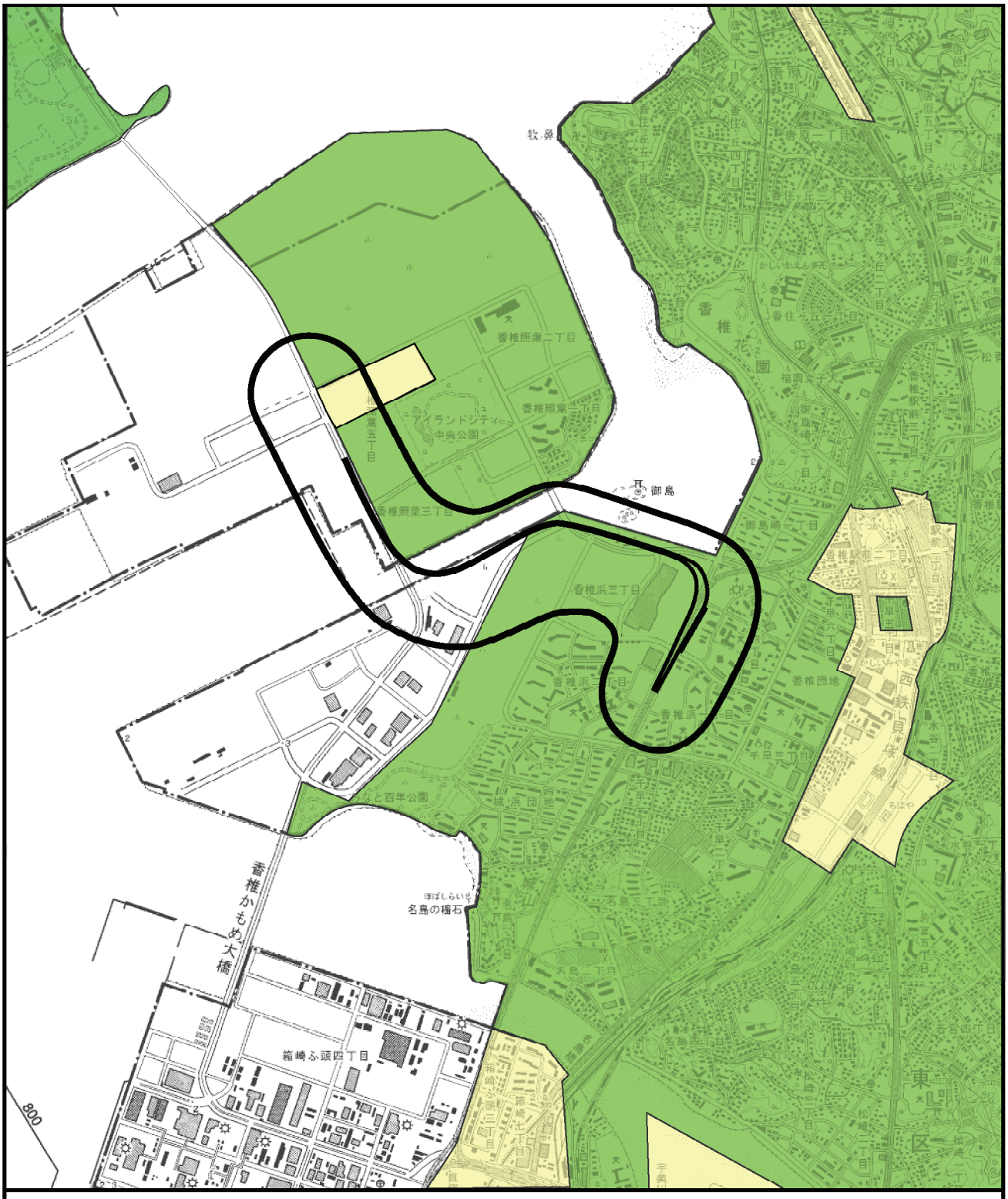

図4-2-21 振動規制区域図(道路交通振動の要請限度)

4）悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号　最終改正　平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質の規制濃度を適用している。特定悪臭物質の規制状況は表 4-2-46 に示すとおりである。

表 4-2-46　特定悪臭物質の規制状況

①事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名		規制基準(ppm)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	ニ硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準
悪臭防止法施行規則(昭和47年5月30日総理府令第39号　最終改正 平成23年11月30日環境省令第32号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

（ア）規制対象の特定悪臭物質

1.アンモニア　3.硫化水素　6.トリメチルアミン　8.プロピオンアルデヒド
9.ノルマルブチルアルデヒド　10.イソブチルアルデヒド
11.ノルマルバレルアルデヒド　12.イソバレルアルデヒド　13.イソブタノール
14.酢酸エチル　15.メチルイソブチルケトン　16.トルエン　18キシレン

（イ）規制基準

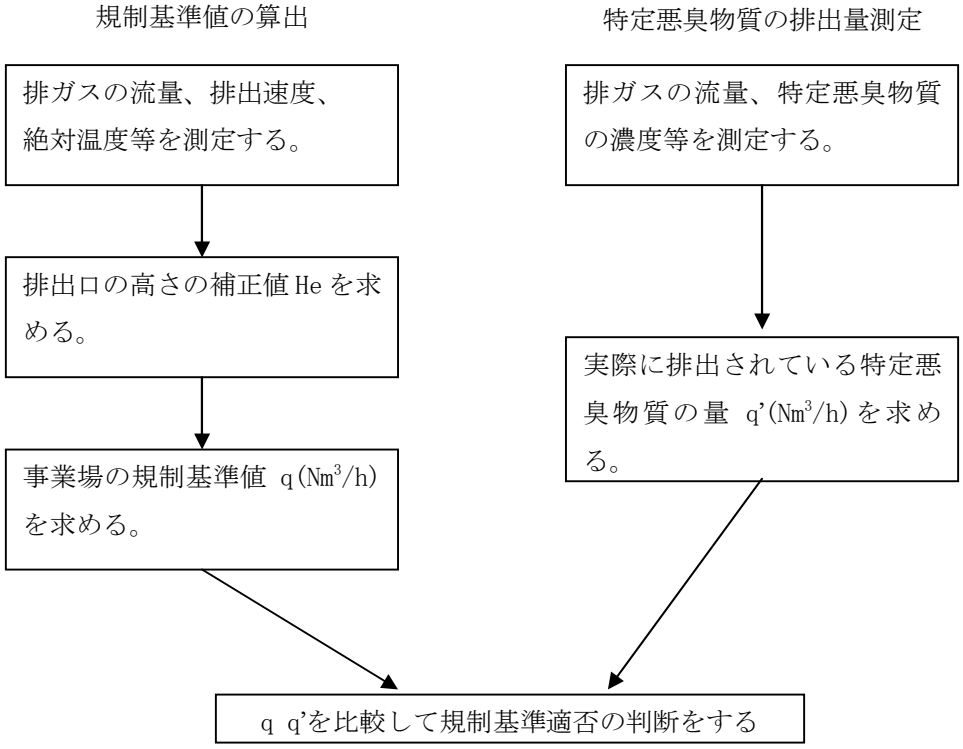

③事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準
悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

（ア）規制対象の特定悪臭物質

2.メチルメルカプタン　3.硫化水素　4.硫化メチル　5.二硫化メチル

（イ）規制基準

単位 mg/L

排出水の量	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
0.001m³/秒　以下の場合	16	5.6	32	63
0.001m³/秒～0.1m³/秒	3.4	1.2	6.9	14
0.1m³ /秒 を超える場合	0.71	0.26	1.4	2.9

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月 31 日福岡市告示第 82 号　最終改正　平成 8 年 1 月 4 日福岡市告示第 4 号）

5）水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正　平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 15 号)は表 4-2-47 に示すとおりである。

調査対象地域には上乗せ排水基準が定められた公共用水域（唐の原川及び多々良川）があり、表 4-2-48 の排水基準が適用される。

表 4-2-47(1)　排水基準(有害物質に係る排水基準)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの　ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの　ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの　ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの　ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表 4-2-47(2)　排水基準(生活環境に係る排水基準)

項　　目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質量	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm^3
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表 4-2-48（1）　上乗せ排水基準

Ⅰ.博多湾水域に係る上乗せ排水基準

①：那珂川、御笠川及び河口海域(福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津五丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。)並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場

業種(施設)		項目及び物質並びに許容限度						適用の日
		生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	浮遊物質量(SS)(mg/L)	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質(n-Hex)(mg/L)		ﾌｪﾉｰﾙ類(mg/L)	
					動植物油脂類	鉱油類		
①下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種		30(20)	30(20)	100(70)	—	—	—	—
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S48.4.1以前に特定事業場となった事業場)								
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業		80(60)	—	100(80)	15	—	—	—
砂糖製造業		80(60)	80(60)	100(80)	—	—	—	—
パルプ製造業及び紙製造業		80(60)	—	100(70)	—	—	—	—
写真現像業		80(60)	80(60)	—	—	—	—	—
し尿処理施設	合併処理を行うもの	45(30)	—	—	—	—	—	—
	単独処理を行うもの	120(90)	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設		30(20)	—	100(70)	—	—	—	—
合成樹脂製造業		—	—	—	—	—	1	—
その他の施設		120(90)	—	150(120)	—	—	—	H2.4.1～
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規事業場(S48.4.2以後に特定事業場となった事業場)								
し尿処理施設		45(30)	—	120(90)	—	—	—	—
追加指定施設		120(90)	—	150(120)	—	—	—	H2.4.1～
その他の施設		30(20)	30(20)	100(70)	20	—	—	—

備考
1.（ ）内の数字は日間平均値による許容限度で、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.表中の「-」は、基準及び適用が定められていない項目である。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の既定に基づく排水基準を定める条例」（昭和48年3月31日福岡県条例第8号）

表 4-2-48（2）　上乗せ排水基準

②：①を除く博多湾水域に排出水を排出する特定事業場

業種(施設)			項目及び物質並びに許容限度						適用の日
			生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	浮遊物質量(SS)(mg/L)	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質(n-Hex)(mg/L) 動植物油脂類	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質(n-Hex)(mg/L) 鉱油類	ﾌｪﾉｰﾙ類(mg/L)	
①下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	30(20)	100(70)	－	－	－	－
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S49.8.1 以前に特定事業場となった事業場)									
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業			120(90)	120(90)	150(120)	20	－	－	－
セメント製品製造業			－	－	70(50)	－	－	－	－
と畜業			80(60)	80(60)	100(70)	－	－	－	－
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が二千一人以上のもの	45(30)	－	100(70)	－	－	－	－
		処理対象人員が二千人以下のもの	80(60)	－	120(90)	－	－	－	－
	その他のし尿処理施設		45(30)	－	100(70)	－	－	－	－
下水道終末処理施設			30(20)	－	100(70)	－	－	－	－
その他の施設			120(90)	120(90)	150(120)	－	－	－	H2.4.1～
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規事業場(S49.8.2 以後に特定事業場となった事業場)									
し尿処理施設			45(30)	－	100(70)	－	－	－	－
下水道終末処理施設			30(20)	－	100(70)	－	－	－	－
追加指定施設			120(90)	120(90)	150(120)	－	－	－	H2.4.1～
その他の施設	一日の通常の排出水の量が二千立方メートル以上のもの		30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1	－
	一日の通常の排出水の量が五百立方メートル以上二千立方メートル未満のもの		50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1	－
	一日の通常の排出水の量が五百立方メートル未満のもの		80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1	－

備考

1.（ ）内の数字は日間平均値による許容限度で、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2.表中の「-」は、基準及び適用が定められていない項目である。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の既定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号）

6) ダイオキシンに係る規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号　最終改正　平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)の第 7 条の規定に基づく、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-2-49 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は全項目が適用される。

表 4-2-49　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号　最終改正 平成 21 年 3 月 31 日　環境省告示第 11 号）

媒　体	大　気	水　質 （水底の底質を除く。）	水底の底質	土　壌
基準値	0.6pg-TEQ/m^3以下	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
測定方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	日本工業規格K0312 に定める方法	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
達成期間	・環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。 ・環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。 ・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。			
適用	・大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 ・水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 ・水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 ・土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。			
備考	・基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 ・大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 ・土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/ｇ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。			

(3) その他の環境に関する法令に基づく地域地区の指定状況

1) 指定された地域等の存在するもの

a. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により設定された鳥獣保護区等の地域

調査対象地域における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号　最終改正 平成 23 年 12 月 24 日法律第 122 号)第二十八条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 4-2-50 に、指定地域は図 4-2-22 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は福岡市鳥獣保護区を通過する。

表 4-2-50　鳥獣保護区等指定状況

区　分	番号	名　　称	期　　間	面積(ha)	指定権者
鳥獣保護区	①	和白干潟鳥獣保護区	平成 25 年 10 月 31 日	254	環境省
	②	福岡市鳥獣保護区	平成 28 年 11 月 14 日	26,708	福岡県

資料：「平成 23 年度　福岡県鳥獣保護区・自然公園等位置図」(平成 23 年 10 月、福岡県)

b. 「都市緑地法」により規定された特別緑地保全地区の地域

調査対象地域における「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号　最終改正　平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号)第十二条の規定に基づく特別緑地保全地区の指定状況は表 4-2-51 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は当該指定地区を通過しない。

表 4-2-51　特別緑地保全地区の概況

地区名	面積(ha)	所在地
牧の鼻特別緑地保全地区	1.2	東区香住ヶ丘五丁目 15 番 7 外
香住ヶ丘海岸特別緑地保全地区	0.8	東区香住ヶ丘七丁目 4 番 2
香椎西特別緑地保全地区	0.6	東区香椎一丁目 2174 番 2 外
名島城址特別緑地保全地区	1.5	東区大字名島 2385 番 6 外
松崎正水特別緑地保全地区	0.7	東区松崎三丁目 925 番外
御島崎特別緑地保全地区	1.5	東区御島崎二丁目の一部

資料：「都市計画総括図」(平成 23 年 4 月、福岡市都市計画課)
「公園緑地調書」(平成 20 年 4 月、福岡市住宅都市局公園緑地部)

c. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」により規定された緑地保全林地区の地域

調査対象地域における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」(昭和 49 年 4 月 1 日福岡市条例第 32 号　最終改正　平成 17 年 3 月 31 日福岡市条例第 57 号)により規定された緑地保全林地区の地域は表 4-2-52 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は当該指定地区を通過しない。

表 4-2-52　緑地保全林地区の概況

地区名	面積(ha)	所在地
香住ヶ丘緑地保全林地区	0.39	東区香住ヶ丘五丁目 15 番 1 外

資料：「福岡市公園緑地位置図」(平成 19 年 4 月、福岡市住宅都市局公園緑地部)
「公園緑地調書」(平成 20 年 4 月、福岡市住宅都市局公園緑地部)

d. 「都市計画法」により指定された風致地区

「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号　最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 124 号)第八条第 1 項第七号の規定により指定された風致地区の指定状況は表 4-2-53 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は当該指定地区を通過しない。

表 4-2-53　風致地区の概況

地区名	面積(ha)	所在地
名島風致地区	18.6	東区大字名島字名島外
松崎風致地区	22.4	東区大字松崎字天神外

資料：「都市計画総括図」(平成 23 年 4 月、福岡市都市計画課)
「公園緑地調書」(平成 20 年 4 月、福岡市住宅都市局公園緑地部)

e. 「福岡市都市景観条例」により規定された都市景観形成地区

調査対象地域における「福岡市都市景観条例」(昭和 62 年 3 月 9 日福岡市条例第 28 号　最終改正　平成 24 年 3 月 29 日福岡市条例第 26 号)により規定された都市景観形成地区は表 4-2-54 に、指定地区は図 4-2-24 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域はアイランドシティ香椎照葉地区を通過する。

表 4-2-54　都市景観形成地区の概況

地区名	指定年月日
香椎副都心（千早）地区都市景観形成地区	平成 17 年 4 月 25 日
アイランドシティ香椎照葉地区	平成 23 年 3 月 3 日

資料：「都市景観形成地区について」
http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/machi/todokede/area.html

f. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号　最終改正　平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号)第三条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の指定区域は表 4-2-55 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は当該指定区域を通過しない。

表 4-2-55　急傾斜地崩壊危険区域の概況

区域名	概ねの位置	指定年月日	告示番号
香住ヶ丘二丁目②	香住ヶ丘二丁目	昭和 62 年 2 月 17 日	第 227 号
松崎三丁目	松崎三丁目	平成 10 年 7 月 17 日	第 1196 号
		平成 12 年 1 月 28 日	第 169 号
名島四丁目	名島四丁目	平成 3 年 2 月 20 日	第 322 号

資料：「砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域」
http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/saboushitei/index.html (福岡県県土整備部砂防課)